平成２７年（フ）第１１８号
仙台市青葉区芋沢字小坂南23番地の１
債務者　宮井　　幸
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
仙台市青葉区芋沢字小坂南23番地の１
債務者　宮井　仁子
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
仙台市若林区伊在字東通34番地　仮設住宅23号棟４
債務者　佐藤久美子
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
仙台市太白区袋原１丁目２番23号
債務者　川原　国夫
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
長野県東御市海善寺854番地90　市営住宅日向が丘団地Ａ１―102
債務者　山本　幸栄
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５号
岐阜市清本町２丁目28番地　レオパレス清本町101号室
債務者　上田　市信
１　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６７号
岐阜市又丸958番地１
債務者　大野　　卓
１　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８７４号
名古屋市緑区桃山２丁目85番地　メゾンミウラ305号
債務者　小野　美雪
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０８号
愛知県あま市花長茶木島８番地
債務者　安江喜和子
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３７号
名古屋市千種区千種１丁目17番12号　宮木ビル301号
債務者　長田紘昌こと　黄　　修道
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０９号
兵庫県姫路市広畑区小坂76番地３　広畑中村コーポ305号、従前の住所兵庫県姫路市勝原区宮田661番地１　宮田中村コーポ201
債務者　佐々木裕子
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９７号
奈良県大和郡山市野垣内町124番地
債務者　笠井　俊博
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６１号
奈良市芝辻町４丁目12番地の１　シティーホームズ新大宮駅前604号
債務者　椙本ゆりよ（旧姓大前）
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７５号
広島市南区段原３丁目３番１―302号
債務者　黒川　清美
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８号
広島市中区白島中町１番17―301号　小田ビル
債務者　田村一松こと　李　　一松
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５号
山口県下関市貴船町２丁目20番13号
債務者　淺野　大介
１　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第８号
鹿児島県奄美市笠利町大字宇宿170番地
債務者　箕輪　保子
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部